

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第23号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(96)の3（略） <u>(96)の4 第1種フロン類充填回収業者登録申請手数料</u> <u>(96)の5 第1種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料</u> (97)～(97)の4（略） <u>(97)の5 指定調査機関指定申請手数料</u> <u>(97)の6 指定調査機関指定更新申請手数料</u> (98)～(138)（略） (139) <u>削除</u> (140)～(201)の3（略） <u>(201)の4及び(202) 削除</u>  (202)の2～(217)（略） <u>(217)の2 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料</u> <u>(217)の3 食品衛生管理者講習会登録申請手数料</u> (218)～(232)（略） <u>(232)の2 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料</u> <u>(232)の3 食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料</u> (233)～(384)（略） <u>(384)の2及び(384)の3 削除</u>  (384)の4～(460)（略）	<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(96)の3（略） (96)の4 <u>第1種フロン類回収業者登録申請手数料</u> (96)の5 <u>第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料</u> (97)～(97)の4（略）  (98)～(138)（略） (139) <u>歯科技工士国家試験手数料</u> (140)～(201)の3（略）  <u>(201)の4 医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</u> <u>(202) 医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料</u> (202)の2～(217)（略）  (218)～(232)（略）  (233)～(384)（略）  <u>(384)の2 動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</u> <u>(384)の3 動物用医薬品販売業許可証又は動物用医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料</u> (384)の4～(460)（略）

<u>(460)の2 建替えマンション容積率特例許可申請手数料</u>	<u>(460)の2</u> (略)
<u>(460)の2の2</u> (略)	<u>(460)の3～(462)の2</u> (略)
(460)の3～(462)の2 (略)	(463) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の <u>仮使用認定申請手数料</u>
(463) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の <u>仮使用承認申請手数料</u>	(464)～(493)の2 (略)
(464)～(493)の2 (略)	<u>(493)の3</u> (略)
<u>(493)の3 建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転認定申請手数料</u>	<u>(494)～(503)の2</u> (略)
<u>(493)の4</u> (略)	<u>(503)の3</u> 自家用有償旅客運送者登録申請手数料
(494)～(503)の2 (略)	<u>(503)の4</u> 自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料
<u>(503)の3</u> 自家用有償旅客運送者登録申請手数料	(504)～(585) (略)
<u>(503)の4</u> 自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料	
(504)～(585) (略)	

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第201号の4及び第202号の改正は同年5月31日から、同表第463号の改正並びに同表第493号の3を同表第493号の4とする改正及び同表第493号の3を加える改正は同年6月1日から施行する。